

公表監第6号
平成26年12月19日
(2014年)

西宮市監査委員 亀井 健
同 鈴木 雅一

平成26年10月20日付西監収第26号で受理しました西宮市職員措置請求の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西 監 発 第 95 号
平成 26 年 12 月 19 日
(2014 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員 亀 井 健
同 鈴 木 雅 一

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 26 年 10 月 20 日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

（略）

2 請求書の提出

平成 26 年 10 月 20 日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。
政務活動費は関係法令によって規定され、その支出については規則や手引きで詳細な解説が行われている。議員は政務活動費の支出にあたって、この「政務活動費運用に関する手引き」（以下「手引き」という。）に従って運用しているものと思われる。しかし、この手引きは確定したものではなく、新たな判例や社会情勢の変化に応じて、たびたび手直しされている。現行のものは今年 4 月 3 日付けとなっているが、これは確定判決が反映したものである。

したがって、議員が主観的に手引きに従って支出を行っていたとしても、違法・不当な支出と判断される場合もあり得る。手引きの冒頭にも、政務活動費は「その用途に関しては、条例で定められた政務活動費を充てることができる経費の範囲を遵守し、市民への説明責任を果たす観点から、透明性の確保に努めるものとされている」という注意喚起が行われている。

別表に掲げる各議員の平成 25 年度政務活動費支出は、「西宮市議会政務活動費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)に照らして不当・違法な支出である。これら議員の 2,991,844 円の支出について、西宮市長が各議員に対して返還を求めることを請求する。

以上、法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

(添付された事実を証明する書面)

- (1) 手引き(関係法令)
- (2) 各議員に返還を求める違法・不当な支出に関する領収書等と関連資料
- (3) 政務調査費違法支出返還請求事件神戸地裁判決(平成 25 年 10 月 16 日判決言渡。以下「神戸地裁判決」という。)抜粋

第 2 監査の実施

1 請求の受理及び監査委員の除斥

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、平成 26 年 10 月 23 日、請求を受理することに決定しました。

なお、ざこ宏一監査委員及び八木米太郎監査委員については、法第 199 条の 2 の規定により利害関係人に該当するので除斥となっています。

2 監査の対象事項

請求人の指摘する平成 25 年度に係る西宮市議会の政務活動費支出が、法、条例及び西宮市議会政務活動費の交付に関する規則等に違反する違法又は不当な支出として返還を要するか否かを監査の対象としました。

3 監査対象部局

西宮市議会事務局(以下「議会事務局」という。)

4 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成 26 年 11 月 5 日、請求人（氏名略）の 2 氏が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

5 議員に対する調査及び関係部局の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、あらかじめ、請求人の指摘事項に対する議員による説明を文書回答により、議会事務局を通じて求めるとともに、関係職員として、議会事務局の大野事務局長、北林事務局次長、原田庶務課長及び杉原係長の出席を求め、平成 26 年 11 月 27 日、事情聴取及び質疑応答を行いました。

6 議員による説明

提出された資料及び関係職員の事情聴取等に基づき、請求人の指摘に対する議員の説明要旨は、別表「議員による説明要旨」欄記載のとおりです。

第 3 監査の結果

1 監査によって確認した事実

(1) 平成 25 年度政務活動費の交付状況

本件職員措置請求の対象となった政務活動費の平成 26 年 10 月 20 日現在の交付状況は、下記のとおりです。

(単位：円)

議員氏名	交付決定額 A	対象支出額 B	差 額 A - B	精算後交付額
中川経夫	1,800,000	1,177,608	622,392	1,177,608
やの正史	1,800,000	514,586	1,285,414	514,586
吉岡政和	1,800,000	2,749,985	949,985	1,800,000
岩下彰	1,680,000	(注)1,737,225	57,225	1,680,000
中尾孝夫	1,680,000	2,922,112	1,242,112	1,680,000

(注)平成 26 年 6 月 12 日訂正報告。

(2) 政務活動費の訂正及び返還状況

本件職員措置請求の受理後、請求対象となった政務活動費のうち、収支報告書（支出）の訂正及び返還があったものは下記のとおりです。

（単位：円）

議員氏名	訂正届出日	返還日	訂正額 (減額)	返還額	備考
やの正史	26.11.20	26.11.20	360,000	360,000	
吉岡政和	26.11.13	-	630,000	0	対象支出額が上回っているため返還は生じない。
岩下彰	26.11.21	26.11.21	79,324	22,099	訂正により交付額が対象支出額を上回った額を返還。

(3) 政務活動費に係る条例改正等

平成 24 年 9 月 5 日公布の法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、「政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」とされました。

これに伴い、市においても、政務活動費を充てることができる経費の範囲を規定し、用途の透明性の確保に係る条項を加えることなどを内容とする改正条例が制定されています（平成 25 年 3 月 1 日施行）。政務活動費が交付される経費の範囲については、条例第 6 条第 1 項において「会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」（以下「政務活動」という。）と規定され、条例別表において、具体的項目とその内容が掲げられていますが、議会における改正条例の提案において、用途の拡大となるような改正を行うものではないと説明されています。本件支出は、この改正後の条例に基づくものです。

また、手引きは、既に定められていた「政務調査費運用に関する手引き」が法改正に伴い改訂されたもので、本件支出に係る平成 25 年度分収支報告から適用されています。

2 監査委員の判断

請求人の本件職員措置請求の要旨内容から、請求人が返還を求めている政務活動費については、法第 100 条第 14 項、第 15 項及び第 16 項並びに条例第 6 条に違反する、違法又は不当な支出であり、返還を要するか否かについて判断します。この判断に際し、本件各支出が政務活動に要する経費に当たるか否かについては、手引きに定める政務活動費項目別運用指針をも判断の基準と

します。

なお、住民監査請求においては、個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされています。

また、神戸地裁判決を含め、政務調査費に係る住民訴訟の判決例においては、原告らが政務調査費に係る支出が使途基準に適合しないものであることを主張・立証しなければならないとされていることから、政務活動費についても、請求人が問題とする個別の支出がその使途基準に該当するか否かは、各支出についての議員の説明とともに、各支出について請求人が議員の行う政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしているか否かを勘案し、また、議員の政務活動の自由に配慮し、その自主性、自律性を尊重する見地より、収支報告書等の記載から一般的、外形的に判断することとします。

(1) 中川経夫議員に係る返還請求（事務所賃借料 630,000 円）

請求人は、同議員事務所が自由民主党西宮支部になっており、手引きでは、政党活動のための経費は支出できないものとされていることから、事務所賃借料（月額 105,000 円、年額 1,260,000 円）の半額 630,000 円を政務活動費に充当していることは、違法・不当であると主張します。

手引き 4(4) によれば、政党本来の活動に属する経費は、政務活動費で支出できない経費であり、その参考事例として、政党活動のための事務所の経費が掲げられています（なお、政務活動及び政党活動に使用される事務所の経費について、実態に即して、合理的な按分により政務活動費を充当することまで否定されているわけではありません。手引き 4(3)イ参照。）

同議員の説明によれば、当該事務所は、自由民主党西宮支部として登録されたことはなく、同支部に関する資料物品の保管、会議での使用その他、事実上、同支部事務所と認定される実態も存在しないとしており、職権による調査によっても、同支部の所在地は、当該事務所とは別の場所となっています。また、政務活動のほか、同議員の政治活動にも使用されている点については、手引きに沿って按分しているとして、半額充当がなされています。

したがって、請求人は、本件経費の半額が充当されていることについて、議員の行う政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情

を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務活動費対象経費に該当しないものとはいえません。

(2) やの正史議員に係る返還請求（360,000円）

請求人が返還請求の対象としている本件支出については、当該支出を減額する収支報告書の訂正及び返還が平成26年11月20日に行われたため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

(3) 吉岡政和議員に係る返還請求（630,000円）

請求人が返還請求の対象としている本件支出については、当該支出を減額する収支報告書の訂正が平成26年11月13日に行われました。これにより、支出合計金額が2,119,985円となりましたが、なお収入額（政務活動費充当額）1,800,000円を超過しているため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

(4) 岩下彰議員に係る返還請求（79,324円）

請求人が返還請求の対象としている本件支出については、当該支出を減額する収支報告書の訂正が平成26年11月21日に行われました。これにより、支出合計金額が1,657,901円となりましたが、収入額（政務活動費充当額）1,680,000円との差額22,099円の返還が平成26年11月21日に行われたため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

(5) 中尾孝夫議員に係る返還請求（1,292,520円）

ア 事務所(山口町所在)賃借料、事務機器使用料及び臨時職員賃金計900,000円

請求人は、山口町所在の事務所に係る賃借料（月額70,000円）及び事務機器使用料（月額30,000円）の年額1,200,000円並びに臨時職員賃金（月額50,000円）の年額600,000円、計1,800,000円が全額計上されているところ、確定した神戸地裁判決においては、これらは半額返還となっており、また、事務所における業務について記録されているが、政務活動とのかかわりの不明なものが多くあるとして、当該額の半額900,000円は違法・不当な支出であると主張します。

しかし、同議員によれば、「政務活動事務所での活動は、その用途のみに設置・雇用しているものであり、他の用途（後援会活動、行政書士活動等）は、他の場所に設置・雇用しており、明確に区分している。政務活動事務所での臨時職員には、市政等の報告、要望・意見聴取、住民相談等の活動といった「政務活動費運用に関する手引き」に記載されている政務活動に限定した業務内容に従事させている」として、平成25年度に当該事務所で行った市政報告並びに住民要望・意見の聴取及び住民相談等に関する業務の内容を具体的に列挙して

おり、これらの業務が一般的、外形的に政務活動と関連性がないものとは言えません。

これに対し、請求人は、当該年度の事務所賃借料等について、具体的な指摘を行っているわけではありません。

したがって、請求人は、本件経費の全額が充当されていることについて、議員の行う政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務活動費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

イ 第2事務所（小曾根町所在）賃借料 392,520 円

請求人は、当該事務所について「その必要性や稼働率について不明であり、単なる冗費」であって、事務所賃借料（月額 65,420 円）の半額 32,710 円による年間積算額 392,520 円は違法・不当な支出であり、認められないと主張します。

同議員の説明によれば、「第2事務所（小曾根町事務所）は、地勢的・地理的条件から山口町事務所とは別に設置しているものであるが、当該事務所では、政務活動以外に後援会活動、行政書士活動等を行っている。「政務活動以外の用途に使用している場合は、支出額の2分の1を上限として充当できる」との「手引き」の規定に基づき、半額を政務活動経費に充当しているものである」としています。

これに対し、請求人は、当該事務所の「必要性や稼働率について不明」であるとするのみで、具体的な指摘を行っていません。

したがって、請求人は、本件経費の半額が充当されていることについて、議員の行う政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務活動費対象経費に該当しないものとはいえません。

以上のとおり、請求人が返還を求める政務活動費について、違法又は不当な支出であり、返還を要するという請求人の主張には、理由がないものと判断します。

別表

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
(1)中川経夫	<p>返還請求金額 630,000 円</p> <p>中川事務所は自民党西宮支部となっている。手引きには、政党本来の活動に属する経費として政党活動のための事務所の経費は支出できないものとされている。したがって、月額 105,000 円の半額月額 52,500 円、総額 63 万円を充当している事務所費は不当・違法である。</p>	<p>中川事務所は自由民主党西宮支部として登録されたこともなく、支部としての使用実態もない。自由民主党西宮支部の県選挙管理委員会への届出は別の個所であり、当事務所には自由民主党西宮支部に関する資料物品の保管、会議使用その他、事実上事務所と認定されても致し方ない実態も存在しない。</p> <p>当事務所は中川個人の政務活動と政治活動に使用されているが、手引きに沿って費用は按分されており、これが不当・違法との指摘は根拠がない。</p> <p>ちなみに、住民監査請求はかつて発行された政党広報紙「自由民主」に中川事務所が連絡先として記載されていたことを根拠にしているものと思われるが、これは当時の事情で便宜上記載したものであり、前述のとおり政党支部使用の実態はなく、支部所在地の届け出先でもないのので、政務活動の使途における問題はまったくない。</p>
(2)やの正史	<p>返還請求金額 360,000 円</p> <p>事務所の貸方が(氏名略)とある。手引きには家族・親族との賃貸への支出は不可となっているので、政務活動費支出の正当性が証明できないなら、半額でも支出は認められない。事務所費月額 6 万円の半額を充当しているが、月額 3 万円、総額 36 万円の支出は不当・違法である。</p>	収支報告書の訂正及び返還あり。
(3)吉岡政和	<p>返還請求金額 630,000 円</p> <p>事務所費月額 105,000 円を全額政務活動費から充当しているが、確定した神戸地裁判決において半額返還となっている。したがって、総額 126 万円のうち、半額の 63 万円は不当・違法な支出である。</p>	収支報告書の訂正あり。
(4)岩下彰	<p>返還請求金額 79,324 円</p> <p>ア 10 月 15～17 日の国会傍聴・面談は宿泊の必要なし。水岡議員との面</p>	収支報告書の訂正及び返還あり。

議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
	<p>会は16日の昼、昼食でも共にしたのではないか。国会傍聴はそのあと午後3時過ぎまでで終えている。西宮 - 東京の往復の交通費以外の24,270円の支出は不当・違法支出である。</p> <p>イ 4月17～19日の地方議会議員研修会は18日午後1時からとなっており、17日の前泊は必要ない。18,270円の宿泊費の半額、9,135円は不当・違法な支出である。</p> <p>ウ 5月8～10日の市町村議会議員特別セミナーは9日午後1時からとなっており、8日の宿泊は必要ない。また、駐車場の利用も必要ない。計10,935円は不当・違法な支出である。</p> <p>エ 5月13～15日の自治政策講座は14日午後5時10分終了であり、14日は宿泊せずに帰宅できる。また、駐車場の利用も必要ない。ボールペンを買っているが、小学生でも筆記具は持参するところである。計11,219円は不当・違法な支出である。</p> <p>オ 8月18～22日の連続した研修は19日午後1時半からであり、前泊は必要ない。20日から利用のホテルが22日までとなっているが、駐車場の出車時間が22日9時18分である。不可解というほかないが、21日の宿泊と駐車場利用はその必要がない。以上、2泊分20,235円、駐車場代2,700円、19日の交通費300円、21日の交通費のうち530円、計23,765円は不当・違法な支出である。</p>	
(5)中尾孝夫	<p>返還請求金額 1,292,520円</p> <p>ア 事務所(山口町)賃料月額7万円、事務機器使用料3万円、合計総額120万円全額計上しているが、確定した神戸地裁判決において半額返還となっている。臨時職員賃金についても同じ判決が出ており、月額5万円、総額60万円のうち、半額は返還とな</p>	<p>アについて、政務活動事務所での活動は、その用途のみに設置・雇用しているものであり、他の用途(後援会活動、行政書士活動等)は、他の場所に設置・雇用しており、明確に区分している。</p> <p>政務活動事務所での臨時職員には、市政等の報告、要望・意見聴取、住民相談等の</p>

議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
	<p>っている。なお、事務所における業務について記録されているが、政務活動とのかかわりが不明なものが多くある。以上、総額 180 万円の半額 90 万円は不当・違法な支出である。</p>	<p>活動といった「政務活動費運用に関する手引き」に記載されている政務活動に限定した業務内容に従事させている。また、「手引き」では、これらの経費は、政務活動費にいずれも全額充当可能と解釈できる規定になっている。</p> <p>なお、当該活動の概要は、別添のとおりであるが、すべて「手引き」に規定する広報・広聴費の内容に合致するものである。</p> <p>また、指摘の神戸地裁判決については、当時、詳細な業務内容を証拠資料として提出しなかったことによるものと解している（他の議員の中にはそのことにより全額充当が認められている）</p>
	<p>イ 第2事務所について、その必要性や稼働率について不明であり、単なる冗費であり、月額 65,420 円の半額 32,710 円、計 392,520 円は不当・違法な支出であり認められない。ちなみに、行政書士というのは職業として行っていることであり、仕事部屋ではないか。</p>	<p>イについて、第2事務所（小曾根町事務所）は、地勢的・地理的条件から山口町事務所とは別に設置しているものであるが、当該事務所では、政務活動以外に後援会活動、行政書士活動等を行っている。「政務活動以外の用途に使用している場合は、支出額の2分の1を上限として充当できる」との「手引き」の規定に基づき、半額を政務活動経費に充当しているものである。また、行政書士は、他人の依頼を受け、官公署に提出する書類等を作成することを業としており、政務活動と密接に関連しているものである。</p> <p>なお、冗費との指摘は、政務活動の本質、重要性を理解しておらず、失当である。</p>